

幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設等の取扱いについて（意見聴取）

無償化の対象となる認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、内閣府令で定める指導監督基準と同内容の基準を満たす施設とされているが、改正後の子ども・子育て支援法の附則では、届出がされていれば、基準を満たさない施設であっても無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられている。

ただし、市町村は、子どもたちの安心・安全のため、当該猶予期間中に限り、内閣府令で定める基準を超えない範囲において、条例で職員配置等に関する基準を設け、無償化の対象とする施設を限定することができることとされている。

そのため、基準を設け、無償化の対象とする施設を限定するかについて検討する必要がある。

1 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年5月10日成立）等の内容

(1) 無償化の対象となる認可外保育施設について

無償化の対象となる認可外保育施設は、児童福祉法に基づく届出がされ、内閣府令で定める指導監督基準と同内容の基準を満たす施設とされている。（本市の認可外保育施設の状況については別紙1参照）

なお、ベビーシッターについては、これまで指導監督基準がなく、新たに、「保育士、看護師または一定の研修を受講した者」とする基準を設ける方針であり、夏を目途に基準が新設される見込みである。

(2) 支給内容

- ・ 上記の認可外保育施設を利用し、市町村の保育の必要性の認定を受けた3～5歳児の子どもについて、月額3.7万円まで利用料が無償化される。
- ・ 保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の0～2歳児の子どもについて、月額4.2万円まで利用料が無償化される。

(3) 適用時期について

- ・ 改正後の附則では、基準を満たさない届出施設も無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられており、市町村は、当該猶予期間中に限り、内閣府令で定める基準を超えない範囲において、条例で職員配置等に関する基準を設け、無償化の対象とする施設を限定することができることとされている。
- ・ 令和元年10月以降、5年間の猶予期間が終了するまでの間について、無償化の対象を限定しない場合、届出のあったすべての認可外保育施設において、支給要件を満たす子どもについて、利用料が無償化される。

(参考) 条例を制定(改正)する場合の今後の流れ

- ・京都市はぐくみ推進審議会幼保推進部会における意見聴取
- ・市会への報告
- ・市民意見の募集(パブリックコメント)の実施
- ・条例制定

2 本市の考え方

(1) 対応案

無償化の対象施設を内閣府令で定める指導監督基準と同内容の基準を満たす施設に限定する。

(2) 理由

幼児教育・保育は、子どもたちの安全が確保されることが大前提であることに鑑みれば、認可外保育施設等の無償化に当たっては当然に、「劣悪な施設を排除するため」に定められている指導監督基準を満たした施設だけを対象とするべきであるため。

(3) 他都市の状況

多くの都市では、保護者の経済的負担の軽減に配慮するという法の趣旨，待機児童が発生しており，やむを得ず認可外保育施設を利用している方がいる等を理由に，無償化の対象を限定しない方向で検討中とお聞きしている。

3 主な課題

(1) 他の自治体との取扱いの相違

本制度では，他の自治体の施設を利用する場合であっても，施設所在地の自治体が設けた基準ではなく，利用者が居住する自治体の基準に従う必要があるため，無償化の対象を制限しない他の自治体との間で不公平感が生じるおそれがある。

(例) 京都市(無償化対象の基準あり)の市民が，A市(無償化対象の基準なし)の認可外保育施設(内閣府令で定める基準を満たしていない)を利用する場合

京都市民：無償化の対象外

A市民：無償化の対象

※ 同じ施設を利用しているが，利用者が居住する自治体によって，無償化の適否が異なる。

(2) 準備期間の不足

十分な制度周知期間の確保が困難であることから，以下の課題が懸念される。

- ①利用者においては，無償化対象施設を選択するための時間が確保できない。
- ②施設においては，当該基準を満たすための措置を行う時間が確保できない。

本市の認可外保育施設：134施設（平成31年4月1日時点）

種別	施設数	うち、指導監督基準を満たしている旨の証明書（※1）を交付している施設数
ベビーホテル	9	5
事業所内保育施設（※3）	39	—（※2）
居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）	31	—（※2）
企業主導型保育事業所（※4）	28	1
その他（一般的な認可外保育施設）	27	5
合計	134	11

- ※1 平成31年3月31日時点において、指導監督基準を満たしていることを証明するもの。
- ※2 事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）については、努力義務であり、立入調査は義務付けられていない。
- ※3 事業所内保育施設は、本市が把握しているもののみ。また、事業所内保育施設については、令和元年7月以降、都道府県（指定都市及び中核市を含む。）に対し、認可外保育施設としての設置届が必要となる。
- ※4 企業主導型保育事業施設は、認可外保育施設指導監督基準を満たすか否かにかかわらず、無償化の対象となる。